

論文審査の結果の要旨

| | | | |
|---|---|----|------|
| 報告番号 | 博(生)甲 第116号 | 氏名 | 西田明梨 |
| 学位審査委員 | 主査 片岡千賀之 副査 山口恭弘 副査 高山久明 副査 亀田和彦 | | |
| <p>論文審査の結果の要旨</p> <p>西田明梨氏は、平成14年3月に鹿児島大学水産学部を卒業し、同年4月に長崎大学大学院生産科学研究科博士前期課程水産学専攻に入学し、平成16年3月に同課程を修了した。引き続き同年4月から同大学院生産科学研究科後期博士課程海洋生産科学専攻に進学し、現在に至っている。</p> <p>同氏は、生産科学研究科において、韓国における漁業構造の再編と漁業管理政策に関する研究に従事し、現在までに2編の論文(査読付き)を公表した。この他に公表予定論文が1編(査読中)ある。その成果を「新海洋秩序下における韓国の漁業管理政策に関する研究」として完成させ、上記の参考論文3編を添えて、長崎大学大学院生産科学研究科教授会に博士(学術)の学位を申請した。</p> <p>長崎大学大学院生産科学研究科教授会は、平成18年12月20日の定例教授会において、本論文の受理を決定後、上記の学位審査委員会を組織した。学位審査委員会は論文の内容を慎重に審議し、公開論文発表会を実施し、口頭による最終試験を行った。そして、論文の審査及び最終試験の結果を平成19年2月21日の研究科教授会に報告した。</p> <p>本論文は、1990年代半ば以降、国連海洋法条約の発効、韓国、日本、中国の同条約批准と相互間の漁業協定によって200カイリ体制を前提とする新漁業秩序が形成された。こうした北東アジアに合わせて各国は独自の漁業管理政策を採用し、漁業構造の再編に着手した。本論文は、韓国に焦点をあてて考察したものである。</p> <p>本論文は、最初に研究の背景、研究の視角、韓国漁業の位置付けをしている。研究の背景として韓国の国際的な政治経済地位の向上、北東アジアにおける新海洋秩序の形成をとりあげ、研究の視角として、漁業秩序は国際関係の一部であること、漁業勢力の優劣が漁業協定に反映すること、漁業管理にとって底魚漁業と浮魚漁業は区別して扱われること、漁業政策と漁業の実態の相互規定関係をみることを指摘している。また、韓国漁業を対象にした理由は、韓国は中国と日本の中間に位置し、両国と対峙していること、漁業勢力も中国と日本の中間にあって、漁業交渉では二面的な対応をしていることが、北東アジアの漁業秩序の特徴を最も端的に示しているからであるとする。</p> | | | |

さらに、新漁業秩序で影響を直接受ける韓国の近海（沖合）漁業の動向と許可制度について、浮魚漁業と底魚漁業を分け、また中国と対峙する東シナ海・黄海と日本と対峙する日本海・東シナ海を分けながら考察し、底魚漁業と浮魚漁業はともに漁獲量が減少しているが、減少要因は異なることを明らかにした。

その後、漁業管理政策の3つの柱である新漁業秩序の内容、資源管理策としてのTAC（漁獲可能量）制度、減船事業について述べている。

新漁業秩序の内容としては、漁業協定では経済水域の境界画定ができない水域を共同利用水域としたこと、経済水域への相互入漁方式を採用し、その漁獲割当量は等量化、さらには縮小均衡を辿ったこと、共同利用水域での資源管理は実施されていないこと、を明らかにした。

TAC管理については、新漁業秩序の形成とともに始まり、現在10魚種に拡大しているが、制度の整備と内容、実施状況を述べている。その特徴は、TAC対象魚は中国漁船と競合する東シナ海・黄海では底魚漁業が対象から外れていること、TAC参加業種は主だった漁業・地域だけであること、TAC配分は個別割当てとしているが、追加配分、再配分によって実際にはオリンピック方式であること、強制規定が適用されていないこととその理由を明らかにした。

減船事業は、過剰な漁獲能力の削減、新漁業秩序形成による漁場縮小への対応を目的に1994～2004年の期間に行われた。沿岸漁船と近海漁船が対象で、近海漁船は隻数からすれば3割に及ぶ大規模な事業であった。底魚漁業は中国と競合する業種で削減率が高く、浮魚漁業では資源の減少に合わせている。韓国周辺水域の資源水準との均衡、国際競争力の強化（残った漁船の生産性の向上）に大きな役割を果たしたとしている。

最後に、韓、中、日では共通の漁業管理課題を抱えているので、漁業情報の交換、国際管理機構の設置が重要で、その際、韓国のポジションが二面性を備えていることから、韓国が成否の鍵を握っていると結論づけている。

このように、本論文は、北東アジアの新漁業秩序の形成と漁業再編を韓国から接近するスタイルをとっている。3カ国のなかで地理的にも漁業勢力も中間・中位にある韓国に焦点をあてることの意義を明確にしており、このことが北東アジアの国際関係をみる場合や各国の漁業、漁業政策を比較する場合の恰好の座標軸となった。頻繁に韓国に足を運び、現地の研究者との共同研究も行って、韓国の情報収集とコミュニケーションの壁を乗り越えた。また、本論文は、漁業管理政策として漁業協定秩序、TAC管理、減船事業をとりあげ、政策の形成過程、実施状況、漁業構造へのインパクトを適正に整理しており、骨太の韓国漁業論となった。

本論文は、国際漁業論分野に新風を吹き込み、確かな足跡を残したものと高く評価され、博士（学術）の学位に値するものとして合格とした。